

記載要領

1. 施工体制台帳（様式第1号）

(1) 施工体制台帳に添付される書類により、当該施工体制台帳に記載すべき事項が明らかな場合は、当該書類と施工体制台帳との関係を明らかにすることにより、施工体制台帳への記載を省略することができる。

なお、この場合の記載例は次のとおりである。

「●●●●の証明書は別紙○○参照」

(2) 施工体制台帳に添付する書類は下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかになるよう行うこと。

(3) 施工体制台帳に記載の必要がない項目（例：建設業法第26条の2に規定する専門技術者がいない場合等）については、当該項目を斜線で消す等の措置を講じること。

2. 再下請負通知書（様式第2号）

「再下請負通知書」は、原則として、発注者から建設工事を請け負った建設業者に提出すること。ただし、やむを得ない場合には、直接下請契約を締結した注文者に経由を依頼して提出することとしても差し支えない。

3. 施工体系図（様式第3号）

記載の必要のない項目（例：建設業法第26条の2に規定する専門技術者がいない等）は該当項目を削除する等の措置を講じること。

4. 下請業者選定通知書（様式第6号）

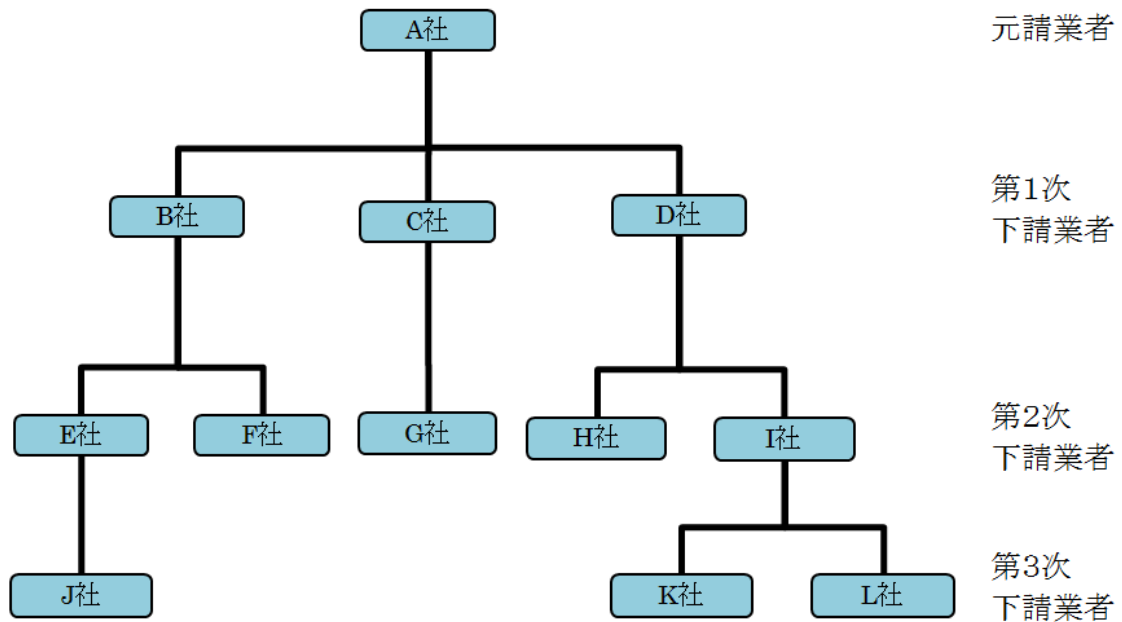
(1) 「下請業者」欄は、組合から直接工事を請け負った者からその工事の全部又は一部を請け負ったものはもちろん、それに続くすべての下請契約における請負人を記載すること。

(2) 「下請に附した工事種別又は範囲」欄は、例えば、モルタル吹き付け工事、くい打ち工事、型枠工事等の工事種別又は、工事種別に区別できない工事についてはその工事の範囲を記載すること。

(3) 「下請区分」欄は、第1、第2、第3……の下請階層区分を記載すること。

(4) 下請業者の記載欄は、下請階層区分別順に記載すること。例えば、次のとおりの下請形態であれば、例示の順序のとおり記載すること。

(下請形態)



(例示)

注文者	下請業者名	下請区分	順序
A社	B社	第1次	↓
〃	C社	〃	
〃	D社	〃	
B社	E社	第2次	
〃	F社	〃	
C社	G社	〃	
D社	H社	〃	
〃	I社	〃	
E社	J社	第3次	
I社	K社	〃	
〃	L社	〃	